

生駒市条例第17号

生駒市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月17日

生駒市長 山下 真

生駒市公告式条例の一部を改正する条例

生駒市公告式条例（昭和25年9月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「除くほか、」を「公布しようとするとき、又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「第2条第2項の規定は、」を「前条第2項の規定は、規則及び」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中「定める」の次に「規則及び」を加え、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「とあるは」を「とあるのは」に改め、「当該機関名」の次に「又は当該機関の代表者名」を、「当該機関印」の次に「又は当該機関の代表者印」を加え、同項を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。